

名張市地域おこし協力隊[観光村イノベーター] 募集要項

『観光』で地域を元気に!暮らしを豊かに!!

名張市は、三重県の北西部に位置し大阪難波まで近鉄特急で約60分、名古屋まで約90分と、近畿圏と中部圏の両圏域の結節点に位置するという立地特性を有しています。

古くは万葉の時代から東西往来の要所、宿場として栄え、周囲の山地は室生赤目青山国定公園として赤目四十八滝や香落溪など自然豊かな景勝地に恵まれています。また、能楽の始祖観阿弥が初めて座を興した地としても知られ、歴史と文化の薫り高いまちでもあります。

こうした背景をもとに、名張市は名張市観光戦略に基づき、『観光』で名張を元気に!暮らしを豊かに!をテーマに、関西圏からのアクセスの良さと美しい自然をはじめとする豊富な地域資源を最大限活用し、観光誘客と観光消費額の拡大による市内経済の活性化を図るための取組を進めています。

今回、この取組を地域の方々と一緒に推進する地域おこし協力隊(委託型)を募集します。

Ⅰ 募集概要

「観光村イノベーター」を募集します!

青蓮寺(しょうれんじ)は、三重県名張市の南部に位置して東に青蓮寺湖、南に香落溪を含む広大な青蓮寺山の緑を有し、その自然環境と観光的価値は市内のみならず他地域にも無い、恵まれた地域です。この恵まれた土地の利を生かし、地域住民が観光村おこし事業として、冬と春にはいちご狩り、夏と秋にはぶどう狩りを1年通して果物狩りを提供しています。

この取組を一緒に行っていただきながら、青蓮寺湖観光村のイノベーションの一翼を担う人材「観光村イノベーター」として活躍いただける「地域おこし協力隊(委託型)」1名を募集します。

※この募集は、市議会における令和7年度予算成立を前提に実施するものです。予算成立の状況により、本募集内容を変更又は募集を中止する場合がありますこと予めご承知おきください。

(1) 募集人数

1名

(2) 主な従事場所

青蓮寺湖ぶどう組合を拠点に名張市全域で従事いただくことを想定しています。

(3) 主な活動内容

- 青蓮寺観光村が持続可能な観光地として発展するための取組・経営支援
- 青蓮寺観光村の地域資源の保全と活用方法の検討
- 青蓮寺の特産品を活用した土産物等の企画・開発
- 行政、民間事業者、各種団体等との調整・連携 など

(4) その他の活動

- 三重県等が主催する協力隊のスキルアップ研修への参加(年間2、3回程度)

- 名張市が行う地域おこし協力隊の広報活動（広報紙への寄稿、ケーブルテレビ出演等）への協力
- 任期後の定住に向けた生活基盤の構築活動
- 日報、月報、年間活動成果の報告

(5) 活動開始時期

応募いただいた日から、概ね2ヶ月後を目途に活動を開始いただく予定です。

2 募集対象者

〔必須要件〕 次の要件をすべて満たす人が対象となります。

- (1) 応募時点で、都市地域等（「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の名張市の要件を満たしている地域）に居住しており、名張市に住民票を異動して居住できる人
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる人
- (3) 普通自動車運転免許を有する人
- (4) パソコン操作（ワード、エクセル等）、SNSの操作ができる人
- (5) 活動期間満了後も当市に引き続き定住する意欲のある人
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

〔歓迎要件〕 次の要件を満たす人を歓迎します。

- (1) ビジネス英会話ができる人
- (2) 商品の企画・開発に携わったことのある人

3 待遇など

① 雇用形態

名張市地域おこし協力隊として名張市長が委嘱し、名張市との間で業務委託契約を締結していただきます。（名張市との雇用契約及び雇用関係はありません。）

② 委託料

次のアとイの合計額を毎月委託料として支払います。

ア. 地域おこし活動に対する対価

基本額 20万円／月

※地域おこし活動に対する対価は、2年目以降、受託者との面談及び活動内容を審査し、活動内容に問題がない場合、総務省「地域おこし協力隊の推進に向けた財政措置」で定める上限を超えない範囲で増額を行います。

イ. 地域おこし活動に要する経費

1年間の総額が200万円を超えない範囲の額で、活動に係る下記経費の実費を支給します。原則として隊員の立替払とし、翌月の5日までに業務委託料請求書を作成し、証拠書類とともに市へ提出いただきます。

市内の住居の借上料	賃貸借契約に基づき、借上料の一部を支給します。支給額は、名張市職員の給与に関する条例第8条の3の規定に基づき、算出した額（上限額28,000円／月）とします。
活動用車両の借上料	上限額30,000円／月 ※車両の自賠責及び任意保険、車検、点検、修理などの経費は自己負担となります。
協力隊に関する研修会への参加等に係る旅費	実費払い
傷害保険加入料	活動中の怪我に備えて傷害保険に加入してください。（労働災害保険の適用はありません。） 概ね月額1,000～2,000円程度
地域おこし活動に要する消耗品費	事務用品、活動に関する専門書、活動用の作業着など、消耗品として分類されるものが対象となります。
その他市が必要と認めたもの	イベント開催、リーフレット制作、パソコンリース料やインターネット通信費、活動車等の燃料費など、業務の遂行に伴う活動に必要なものに限ります。 備品の購入費は対象外です。

※住居に係る光熱水費や通信料、生活備品や消耗品、食費（活動時も含む）、転居に係る費用、活動以外でも使用できる物の購入費など、地域おこし活動とは直接関係のない費用は対象外です。

③ 任用期間

委嘱の日から令和8年3月31日までとします。ただし、活動状況や実績等に応じて最長3年まで延長できます。

④ 業務日数等

業務日数は、ひと月当たり20日程度（最低業務日数は15日）、1日当たりの業務時間はおおむね7時間程度を目安とし、業務開始時間、業務終了時間、作業場所その他業務遂行に必要な事項の決定、個別具体的な業務の遂行方法は隊員が裁量によって行っていただきます。したがって業務時間を超過した部分の対価（残業代）は支払いません。

⑤ 社会保険等

業務委託契約のため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。

⑥ その他

- ・労働災害保険の適用はありません。活動中の怪我に備え傷害保険に加入してください。
- ・個人事業者として、必ず確定申告を行ってください。

・地域おこし協力隊員としての業務に支障がない範囲での副業は認めます。副業をしようとするときは、市に届出書を提出してください。

4 応募受付

① 事前説明

応募書類提出前に、募集概要等を担当より直接（またはオンライン）にて説明させていただきます。下記メールアドレス（名張市役所産業部観光交流室「地域おこし協力隊担当」宛）に事前説明を希望する旨、ご連絡ください。

メールアドレス：kankou@city.nabari.lg.jp

② 受付期間

随時応募受付を行いますので、応募書類を郵送または持参してください。

※採用候補者が決定した時点で応募受付は終了します。

③ 応募書類（提出いただく書類）

●三重県名張市地域おこし協力隊応募用紙（名張市ホームページからダウンロード）

●企画提案書 ※第2次選考の際にプレゼンテーションをしていただきます。

テーマ「私が思う名張の魅力と観光への活用」

・独創性と実現性の高いものとしてください。

・書式は任意。A4サイズ1～2枚程度

●住民票の写し

●運転免許証の写し

※選考結果に関わらず、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

④ 申込・問い合わせ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 産業部 観光交流室「地域おこし協力隊担当」宛

電話番号：0595-63-7648

メールアドレス：kankou@city.nabari.lg.jp

5 選考方法

受付期間中に応募があった場合、その都度随時以下のとおり選考審査を行います。

① 第1次選考〔書類選考〕

応募書類をもとに、応募者が必須要件をすべて満たしているかどうかを確認します。結果については、選考審査終了後に応募者にメール及び書面により通知します。

② 第2次選考〔面接選考〕

第1次選考合格者を対象に、面接による第2次選考を実施します。

実施内容 ・自己紹介を兼ねたPR（3分程度）

・提出いただいた企画提案書に基づくプレゼンテーション（5分程度）

・審査員からの質問（15分程度）

注意事項 ・面接にお越しいただくための旅費は応募者の自己負担となります。

③ 最終選考結果通知

最終選考結果については、第2次選考に参加いただいた方にメール及び書面により可否を通知します。

6 採用決定後のスケジュール

① 委嘱状の交付

合格通知から概ね1ヶ月後を目途に、名張市地域おこし協力隊として名張市長から委嘱状を交付します。

② 業務委託契約の締結

委嘱状交付後速やかに、名張市との間で業務委託契約を締結していただきます。

③ 住民票の異動

委嘱日以降、速やかに住民異動届の手続きを行ってください。

7 その他留意事項

① 委嘱の取り消し

活動期間中であっても次の場合は委嘱を取り消すことがあります。

- ・地域おこし協力隊の自己都合により解嘱の申し出があったとき。
- ・地域おこし協力隊が法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ・地域おこし活動に従事する者としてふさわしくない行為があったとき。
- ・地域おこし協力隊自らが名張市外へ住所を移したとき。
- ・心身の故障のために地域おこし活動の遂行が困難になったとき。
- ・その他、名張市が地域おこし協力隊員として不適格と認めたとき。